

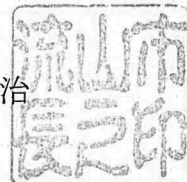
大

第4号様式

流 み 第 50 号  
令和 3 年 6 月 2 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け、流監第112号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号		令和3年2月18日・流監第112号	
監査の種別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
まちづくり推進部 みどりの課	意見	十太夫近隣公園トイレ設置工事監理業務委託料の現年度分について、契約の際の予算措置を同工事の工事請負費と別事業とする、予算執行上の誤りがあった。事業別予算の考え方に基づき、適正な予算の執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。	R2年度に事業の統廃合があり、予算執行の誤りが生じた。事業の統廃合があった年度の場合は、予算執行時に予算書を添付チェックし、適正な執行に努める。
まちづくり推進部 みどりの課	意見	公園用地等の土地賃貸借契約を複数件締結しているが、契約書原本の所在が書庫または土地賃貸借台帳ファイル内など、契約ごとに異なり複数箇所にある状況であった。担当課内にて保管場所を定め、一律の管理体制を構築されたい。	一律の保管場所を台帳内に、統一しました。
まちづくり推進部 建築住宅課	意見	建物賃貸借契約の締結に係る起案について、所在が不明となっていた。現在は変更契約が締結され、関連する書類は当初契約書とともにフォルダ内に保管されていたものの、当初の経緯等が不明となる恐れがあることから、当初契約に関する書類についても継続して保管することを検討されたい。	当初契約に関する書類についても継続保管を徹底します。また、課職員全てが「ファイリングシステム維持管理資料」の再確認を行い、再発防止に努めます。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。